

閲覧請求による開示通知書

令和 年 月 日
特 許 庁 長 官

閲覧請求人 ○○ ○○ 様

出願番号 特願○○○○-○○○○○○○に関し、

令和 年 月 日付け提出の閲覧請求に基づき、特許法第67条の2第2項に規定の「延長の理由を記載した資料」について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 開示の範囲

営業秘密が記載された個所を開示することが、延長登録無効審判の審理上必要であると認められるため、営業秘密が記載された箇所を含め開示します。

今回の請求により知り得た情報には営業秘密が含まれているため、延長登録無効審判請求の目的以外に使用しないでください。また、自ら実施したり第三者に開示したりすることのないよう注意してください。

なお、目的外に使用すれば、法的責任を負うことがあります。

2. 閲覧実施

延長登録出願人に対して行政不服審査法による審査請求期間を確保するため、この通知の送達を受けた日の翌日から14日経過後を予定しています。

具体的な日付けについては追ってご連絡します。

この通知に関し、ご不明な点は次の担当部署へお問い合わせください。

出願課特許行政サービス室閲覧担当 ○○ ○○

(電) 03-3581-1101 (内) 2756